

公立大学法人広島市立大学個人情報の保護に関する規程

令和5年10月3日

規 程 第 25 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 個人情報の利用及び取得等（第3条―第8条）
 - 第3章 安全管理措置
 - 第1節 安全管理のための基本的措置等（第9条―第16条）
 - 第2節 人的安全管理措置（第17条）
 - 第3節 物理的安全管理措置（第18条―第22条）
 - 第4節 技術的安全管理措置（第23条）
 - 第5節 漏えい等安全管理上の問題への対応（第24条―第26条）
 - 第6節 外的環境の把握（第27条）
 - 第4章 個人データ等の取扱いの委託（第28条―第30条）
 - 第5章 個人データの第三者提供（第31条―第35条）
 - 第6章 仮名加工情報（第36条・第37条）
 - 第7章 学術研究機関等としての責務（第38条）
 - 第8章 個人情報ファイル簿（第39条）
 - 第9章 開示、訂正及び利用停止（第40条）
 - 第1節 開示（第41条―第47条）
 - 第2節 訂正（第48条・第49条）
 - 第3節 利用停止（第50条―第52条）
 - 第4節 開示請求書等の様式及び提出窓口等（第53条―第55条）
 - 第5節 審査請求（第56条―第58条）
 - 第10章 匿名加工情報（第59条―第60条）
 - 第11章 雑則（第61条―第63条）
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「本法人」という。）において、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号。以下「広島市条例」という。）に基づいて必要な事項を定めるものとする。

2 本法人における個人情報の取扱いに関しこの規程に定めのない事項については、法律その他関係法令（個人情報保護委員会（法律第130条で設置されるものをいう。）が定めるガイドライン等（本法人に適用されるものに限る。）を含む。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「法律施行令」という。)第1条で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法律施行令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして法律施行令第4条第1項で定めるものを除く。)をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法律施行令第4条第2項で定めるもの

6 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

- 7 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 法律第2条第9項で定める独立行政法人等（法律別表第2に掲げる法人を除く。）
 - (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）
- 8 この規程において「保有個人情報」とは、本法人の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本法人の職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、公立大学法人広島市立大学文書取扱規程（平成22年規程第24号）第2条第1号に規定する文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして法律施行令第16条で定めるものを除く。）に記録されているものに限る。
- 9 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 10 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 11 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

12 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

13 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

14 前各項に定めるもののほか、この規程で使用する用語の定義は、法律で定めるところによる。

第2章 個人情報の利用及び取得等

(利用目的の特定)

第3条 本法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第4条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 本法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令（条例を含む。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令（条例を含む。）の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 本法人の職員が、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第5条 本法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人

情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第6条 本法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令（条例を含む。）に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令（条例を含む。）の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 本法人の職員が、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本法人と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法律第57条第1項に掲げる次のイからニの者又は個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「法律施行規則」という。）第6条で定める次のホからトの者により公開されている場合
 - イ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
 - ロ 著述を業として行う者
 - ハ 宗教団体
 - ニ 政治団体
 - ホ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
 - ヘ 外国において学術研究機関等に相当する者
 - ト 外国においてイからニに掲げる者に相当する者
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして法律施行令第9条で定める次の場合
 - イ 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - ロ 第31条第2項各号（第36条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び第37条第2項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合

を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 本法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令（条例を含む。）の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
（データ内容の正確性の確保等）

第8条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第3章 安全管理措置

第1節 安全管理のための基本的措置等

（安全管理措置及び職員等の監督）

第9条 本法人は、その取り扱う個人データ及びその他の保有個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 本法人は、職員及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

（以下「職員等」という。）に個人データ等を取り扱わせるに当たっては、当該個人データ等の安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（総括責任者）

第10条 理事長は、総括責任者として、個人情報の管理その他個人情報の取扱いに関する業務を総督する。

（統括保護管理者）

第11条 本法人に、統括保護管理者を置き、法人経営担当理事をもって充てる。

2 統括保護管理者は、本法人における個人情報の適正な管理その他個人情報の取扱いに関する業務を統括する。

(保護管理者)

第12条 次の部局等に、保護管理者を置き、各部局等の長をもって充てる。

- (1) 国際学部・国際学研究科
- (2) 情報科学部・情報科学研究科
- (3) 芸術学部・芸術学研究科
- (4) 広島平和研究所・平和学研究科
- (5) 事務局企画室
- (6) 事務局総務室
- (7) 事務局教務・学部運営室
- (8) 事務局学生支援室
- (9) 事務局地域共創・研究推進室
- (10) 附属図書館
- (11) 国際センター
- (12) 情報統括センター
- (13) 芸術資料館
- (14) 地域共創センター
- (15) キャリアセンター
- (16) 教育基盤センター
- (17) 大学評価・IRセンター
- (18) アドミッションセンター
- (19) 心と身体の相談センター
- (20) ハラスメント相談室

2 保護管理者は、所属する職員等に対し第9条第2項の監督を行うとともに、各部局等における個人情報の適正な管理その他個人情報の取扱いに関する業務を統括する。

(保護担当者)

第13条 各部局等に保護担当者を1人以上置き、保護管理者が指名する職員をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者の業務を補佐し、各部局等における個人情報の適正な管理その他個人情報の取扱いに関する業務を担当する。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第1号から第4号の各部局等に所属する教員は、学生に係る情報その他その管理に属する個人情報に関し、保護担当者となって前項の業務を担当する。

(職員等の責務)

第14条 職員等は、法律の趣旨に則り、法律その他関係法令及びこの規程並びに統括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、個人情報の適正な管理その他個人情報の取扱いに関する業務を行わなければならない。

2 職員等は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人データ等の取扱い)

第15条 本法人は、個人データ等の秘匿性等その内容（特定の個人の識別の容易性の程度、

要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。) に応じて、当該個人データ等を取り扱う職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 当該個人データ等を取り扱う権限を有しない職員等は、当該個人データ等を取り扱ってはならない。
- 3 職員等は、当該個人データ等を取り扱う権限を有する場合であっても、業務上取り扱う範囲は必要最小限とし、業務上の目的以外の目的で当該個人データ等を取り扱ってはならない。
- 4 職員等は、次に掲げる行為については、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、必要最小限の範囲で行わなければならない。
 - (1) 個人データ等の複製
 - (2) 個人データ等の送信
 - (3) 個人データ等が記録されている電子媒体又は書類等の外部への送付又は持ち出し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、個人データ等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 職員等は、個人データ等の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従って、又は複数の職員等で確認して訂正するなど、必要な措置を講じるものとする。

(個人データ等の取扱状況等の記録)

第15条の2 保護管理者及び職員等は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、記録簿の整備等により、当該個人データ等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(関係者との連携)

第16条 統括保護管理者及び保護管理者並びに職員等は、個人データ等を情報システムにより取り扱う場合においては、必要に応じて、公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ対策規程(平成22年規程第30号。以下「情報セキュリティ対策規程」という。)で定める管理運営部局又は最高情報セキュリティ責任者、全学情報セキュリティ実施責任者、部局情報セキュリティ責任者若しくは部局情報セキュリティ責任者補佐と連携を図り、個人データ等の管理その他の業務を行うものとする。

- 2 保護管理者及び職員等は、他の部局等と取り扱う個人データ等が共通し、又は業務を行う上で他の部局等と個人データ等を共有する必要がある場合は、当該他の部局等の保護管理者又は職員等と連携を図り、当該個人データ等の管理その他の業務を行うものとする。
- 3 前2項の規定による連携は、前条第1項から第4項までの規定の趣旨に反するものであってはならない。

第2節 人的安全管理措置

(教育研修)

第17条 統括保護管理者は、職員等に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の適正な管理に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 前項の教育研修は、その内容等に応じて、情報セキュリティ対策規程第15条で定める研修と連動して行うものとする。

- 3 保護管理者は、所属する職員等に対し、前2項により行う教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じるものとする。

第3節 物理的安全管理措置

(執務室の管理等)

第18条 職員等は、個人データ等の盗難、漏えい等を防止するため、個人データ等を取り扱う執務室等に施錠をするなど、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- 2 個人データ等を取り扱う職員等は、当該個人データ等を取り扱う権限がない者が閲覧等するのを防止するため、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うなど、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(機器等の盗難等の防止)

第19条 職員等は、個人データ等を取り扱う機器又は個人データ等が記録された電子媒体若しくは書類等の盗難又は紛失等を防止するため、定められた場所に保管し施錠するなど、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(電子媒体等を移動させる場合の紛失等の防止)

第20条 職員等は、個人データ等が記録された電子媒体又は書類等を個人データ等を取り扱う執務室等から移動させる場合は、紛失又は盗難等を防止するため、複数の職員等で取り扱うなど、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(誤送付等の防止)

第21条 職員等は、個人データ等が記録された電子媒体又は書類等の誤送信、誤送付若しくは誤交付、又はウェブサイト等への個人情報の誤掲載を防止するため、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、複数の職員等により確認するなど、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(個人データの削除及び機器等の廃棄)

第22条 職員等は、個人データを削除し、又は個人データ等が記録された機器、電子媒体又は書類等を廃棄する場合は、復元又は判読することができないよう必要かつ適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の業務を委託する場合は、委託を受けた者において削除又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

第4節 技術的安全管理措置

(情報システムにより取り扱う場合の措置)

第23条 本法人及び職員等は、個人データ等を情報システムにより取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）は、第15条及び前節で定めるもののほか、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、次の技術的安全管理措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセスの防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止
- (5) 前各号のほか個人データ等を適正に管理するために必要な措置

- 2 前項の措置は、情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ対策規程第2条第9号で定めるものをいう。以下同じ。）で定めるところによるものとする。

第5節 漏えい等安全管理上の問題への対応

（漏えい等の事態の報告等）

第24条 職員等は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他個人情報の安全管理上問題となる事態の発生を把握した場合、又は安全管理上問題となる事態が発生するおそれがあると認識したときは、直ちに、当該個人情報を所管する保護管理者に報告しなければならない。委託先（第28条に定めるものをいう。）における安全管理上問題となる事態に関しても同様とする。

- 2 保護管理者は、二次被害の発生その他事態の悪化を防止するために行い得る初動の措置があるときは直ちにこれを行った（職員等に行わせることを含む。）上、速やかに統括保護管理者に報告するものとする。

- 3 保護管理者は、二次被害の発生その他事態の悪化を防止するために行い得る二次的な措置があるときは速やかにこれを行う（職員等に行わせることを含む。）とともに、当該事態の発生した経緯、被害の状況等を調査し、統括保護管理者に報告するものとする。

- 4 統括保護管理者は、第26条第1項に定める事態その他重大と認められる事態が発生した場合は、速やかに理事長へ当該事態の内容等について報告するものとする。

- 5 統括保護管理者及び保護管理者は、当該事態の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置（当該事態が発生した部局等以外の部局等へ周知することを含む。）を講ずるものとする。

- 6 統括保護管理者は、事態の内容、影響等に応じて必要と認めるときは、当該事態が発生した事実、再発防止策等を公表するものとする。

（情報セキュリティに関するインシデントに該当する場合の対応）

第25条 前条の安全管理上問題となる事態が、情報セキュリティ対策規程第2条第6号で定めるインシデントに該当する場合は、情報セキュリティポリシー及び前条の規定に基づいて対応するものとする。

（個人情報保護委員会への報告等）

第26条 本法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして法律施行規則第7条で定める次に掲げる事態が生じたときは、法律施行規則第8条で定めるところにより、速やかに、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本法人が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、法律施行規則第9条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的損害が生じるおそれがある個人データの漏えい、滅

失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 前項に規定する場合には、本法人は、本人に対し、法律施行規則第 10 条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない（前項ただし書の規定による通知をしたときを除く。）。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第 6 節 外的環境の把握

第 27 条 本法人は、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、当該個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

第 4 章 個人データ等の取扱いの委託

（委託先の監督等）

第 28 条 本法人は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 取扱いを委託する個人データ等は、委託する業務の内容に応じて必要最小限の範囲としなければならない。

3 第 1 項の委託先に対する監督は、委託先における管理体制及び管理の状況等について、当該個人データ等の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、実地調査等により行うものとする。

（委託先を選定する際の確認）

第 29 条 本法人は、委託先を選定に際し、個人データ等の適切な管理を行う能力を有することを確認するものとする。

2 前項及び前条の規定は、委託先が再委託する場合（再々委託等を含む。）について準用する。

（委託先との契約書に記載する事項）

第 30 条 本法人は、取扱いを委託する個人データ等の安全管理を図るため、委託先との契約書（特約条項を含む。）に次に掲げる事項に関する事項を明記するものとする。

(1) 個人データ等に対する安全管理措置

(2) 個人データ等に係る秘密の保持

(3) 委託業務に従事する者に対する監督

(4) 委託業務の目的以外の目的での個人データ等の利用の禁止

(5) 個人データ等の第三者への提供の禁止（本法人の承諾を得て再委託する場合を除く。）

(6) 再委託する場合の再委託先に対する管理及び監督

(7) 個人データ等が記録された資料等の複写及び複製の禁止

(8) 個人データ等の取扱い状況の報告及び調査

(9) 個人データ等の漏えい等安全管理上問題となる事態が生じたときの報告

(10) 前各号のほか個人データ等の適正な取扱いに関し必要な事項

第5章 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

第31条 本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令（条例を含む。）に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令（条例を含む。）の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 学術研究機関等として、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等として、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本法人と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 本法人は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第32条 本法人は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第35条第1

項第2号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として法律施行規則第15条第1項で定めるものを除く。以下この条及び第35条第1項第2号において同じ。))にある第三者(個人データの取扱いについて法律第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。))を継続的に講ずるために必要なものとして法律施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに第35条第1項第2号において同じ。))に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は適用しない。

2 本法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、法律施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他当該本人の参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 本法人は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。))に提供した場合には、法律施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第33条 本法人は、個人データを第三者(次の各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第35条第3項において読み替えて準用する場合を含む。))において同じ。))に提供したときは、法律施行規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他法律施行規則第20条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第31条第1項各号又は第2項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第31条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 法律第2条第9項で定める独立行政法人等(法律別表第2に掲げる法人を除く。)
- (4) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号(チに係る部分に限る。))に掲げる業務を目的とするものを除く。)

2 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法律施行規則第21条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第34条 本法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法律施行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第31条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 本法人は、前項の規定による確認を行ったときは、法律施行規則第 23 条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他法律施行規則第 24 条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法律施行規則第 25 条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第 35 条 本法人は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 31 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ法律施行規則第 26 条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が本法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、法律施行規則第 17 条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第 32 条第 3 項の規定は、前項の規定により本法人が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により本法人が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第 6 章 仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

- 第 36 条 本法人は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法律施行規則第 31 条で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 本法人は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして法律施行規則第 32 条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本法人は、第 4 条の規定にかかわらず、法令（条例を含む。）に基づく場合を除くほか、第 3 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報についての第7条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 本法人は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第8条の規定は、適用しない。
- 6 本法人は、第31条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、法令（条例を含む。）に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第31条第2項中「前項」とあるのは「第36条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第33条第1項ただし書中「第31条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第31条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第34条第1項ただし書中「第31条第1項各号又は第2項各号のいずれか」とあるのは「法令（条例を含む。）に基づく場合又は第31条第2項各号のいずれか」とする。
- 7 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法律施行規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第3条第2項及び第26条の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第37条 本法人は、法令（条例を含む。）に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第31条第2項及び第3項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第37条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。
 - 3 第9条及び第28条第1項並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第9条第1項中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

- 4 前項のほか、第3章（第26条を除く。）で定める安全管理措置に関する規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。

第7章 学術研究機関等としての責務

第38条 本法人は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- 2 学術研究目的で行う個人情報の取扱いは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものであってはならない。

第8章 個人情報ファイル簿

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第39条 本法人は、法律施行令第21条で定めるところにより、本法人が保有している個人情報ファイルについて、次の各号に掲げる事項その他法律施行令第21条第6項で定める事項を記載した帳簿（以下この条において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 本法人の名称及び個人情報ファイルが利用される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を本法人以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 保有個人情報の開示、訂正、又は利用停止の請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 保有個人情報の訂正又は利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、その旨
 - (10) 記録情報に条例要配慮個人情報（法律第60条第5項の規定に基づき広島市が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。）が含まれているときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 本法人の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（本法人が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (5) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファ

イルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

- (6) 本人の数が 1,000 人に満たない個人情報ファイル
 - (7) 前各号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして法律施行令第 20 条第 3 項で定める個人情報ファイル
 - (8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (9) 法律第 60 条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が前項の規定による公表に係る法律第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本法人は、記録項目の一部若しくは第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第 9 章 開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止の取扱い)

第 40 条 開示、訂正及び利用停止に関してこの章に定めるもののほかは、法律第 5 章第 4 節で定めるところによる。

第 1 節 開示

(開示決定等の期限)

第 41 条 広島市条例第 3 条の規定により、開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法律第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、本法人は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 42 条 広島市条例第 4 条の規定により、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本法人は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本法人は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 広島市条例第 4 条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(電磁的記録の開示の方法)

第43条 電磁的記録についての法律第87条第1項の規定による保有個人情報の開示の方法は、別表1の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表1の中欄に掲げる開示の方法であって現に保有する機器又はプログラムにより行うことができるものとする。

(開示の制限等)

第44条 保有個人情報の開示(写しの交付を除く。)を受ける者は、開示に係る文書、図画若しくは電磁的記録又は開示のために使用する機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱わなければならない。

2 前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対しては、開示を中止することができる。

(開示請求に係る手数料)

第45条 法律第89条第7項の規定により納めなければならない手数料の額は、法律第82条第2項の決定があった場合及び開示の方法が閲覧である場合は無料とし、開示の方法がそれ以外の方法である場合は別表1及び別表2に定める額とする。

2 前項の手数は、法律第87条第3項に規定する申出の際、納めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

3 手数料は、特別の理由があると認められるときは、これを減免することができる。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第46条 写しの送付に要する費用についての法律施行令第28条第5項による納付の方法は、現金又は郵便切手とする。ただし、開示を受ける者が受取人払いを申し出た場合は、この限りでない。

(開示請求によらない本人への提供)

第47条 本人から保有個人情報の提供の求めがあったときは、開示請求の手続によらず、当該本人に対して保有個人情報を提供することができる。ただし、当該保有個人情報の特定が容易で、当該保有個人情報に法律第78条第1項に規定される不開示情報が含まれておらず、かつ、当該保有個人情報を提供することによって、第5条その他法令の規定に違反するおそれ及び本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ並びに事務処理上の困難が生じない場合に限る。

2 前項の規定による入学者選抜に係る個人に関する入試情報(別に定めるものに限る。)の提供については、別に定めるところによる。

第2節 訂正

(訂正決定等の期限)

第48条 広島市条例第6条の規定により、訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法律第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本法人は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第49条 広島市条例第7条の規定により、本法人は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本法人は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 広島市条例第7条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

第3節 利用停止

(本法人についての法律第98条の規定の適用)

第50条 本法人についての利用停止請求権を定める法律第98条の規定については、法律第125条第3項の規定により、法律第98条第1項第1号及び第2号の規定をそれぞれ法律第125条第3項に規定するとおりに読み替えて適用する。

(利用停止決定等の期限)

第51条 広島市条例第8条の規定により、利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法律第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本法人は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第52条 広島市条例第9条の規定により、本法人は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本法人は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 広島市条例第9条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 開示請求書等の様式及び提出窓口等

(開示請求書等の様式)

第53条 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書その他開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る様式は、別に定める。

(開示請求書等の提出窓口)

第54条 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の提出窓口は、事務局総務室とする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第55条 本法人は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行うようとする者の利便を考慮した適切な措置を構ずるものとする。

第5節 審査請求

(審査請求に係る諮問等)

第56条 法律第105条第3項の規定により本法人について準用する同条第1項の規定により、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、本法人は、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成26年広島市条例第7号）第3条に規定される広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 本法人は、前項の規定により諮問をしたときは、法律第105条第2項各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（行政不服審査法の適用）

第57条 本法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法の適用については、法律第106条で定めるところによる。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第58条 次の各号のいずれかに該当する採決をする場合においては、法律第86条第3項の規定を準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する採決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の採決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第10章 匿名加工情報

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第59条 本法人は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、法律施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 本法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法律第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 本法人は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして法律施行規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、本法人から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

5 第3項の措置に関し必要な事項は、別に定める。

（匿名加工情報の取り扱う場合の事前協議）

第60条 職員等が匿名加工情報を取り扱おうとする場合は、当分の間、あらかじめ統括保護管理者に協議するものとする。法律第112条第1項又は法律第118条第1項の規定に基づき、行政機関の長等に対し、行政機関等匿名加工情報を本法人の事業の用に供する旨の提案をしようとするときも、同様とする。

第 11 章 雑則

(苦情の処理)

第 6 1 条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報の取扱いに関する苦情の窓口は、事務局総務室とする。

3 個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、事務局総務室及び関係する部局等の保護管理者その他関係者が連携して処理するものとする。

4 前項の規定による連携は、第 15 条第 1 項から第 4 項までの規定の趣旨に反するものであってはならない。

(監査及び点検)

第 6 2 条 本法人に監査責任者を置き、事務局総務室長をもって充てる。

2 監査責任者は、個人情報の管理の状況について、定期又は必要に応じて随時に監査を行うものとする。

3 前項の監査は、その内容等に応じて、情報セキュリティ対策規程第 17 条で定める監査と連動して行うものとする。

4 前 2 項の規定による監査の結果は、統括保護管理者へ報告するほか、必要に応じて各部局等へ周知するものとする。

5 保護管理者は、各部局等における個人情報の管理の状況について、定期又は必要に応じて随時に点検を行い、必要があると認めるときは、統括保護管理者へ報告するものとする。

6 前項の点検は、その内容等に応じて、情報セキュリティ対策規程第 16 条で定める点検と連動して行うものとする。

7 統括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、個人情報の適切な管理のため必要があると認めるときは、改善その他の措置を講ずるものとする。

(その他)

第 6 3 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 10 月 3 日から施行する。

2 公立大学法人広島市立大学個人情報保護規程（平成 22 年公立大学法人広島市立大学規程第 28 号）及び公立大学法人広島市立大学が保有する保有個人情報の開示等に関する規程（令和 5 年公立大学法人広島市立大学規程第 8 号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 43 条及び第 45 条関係）

電磁的記録による開示

電磁的記録の種別	開示の実施の方法	手数料の額
録音テープ	当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取	無料
	当該録音テープを録音カセットテープ（記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付	1 巻につき 220 円
ビデオテープ	当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴	無料
	当該ビデオテープをビデオカセットテープ（記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付	1 巻につき 280 円
その他	当該電磁的記録を専用機器（実施機関が開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供することができると認めるものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴	無料
	当該電磁的記録を日本産業規格 A 列 3 番の大きさ（以下「A 3 大」という。）以下の用紙にカラーで出力したものの交付	1 枚につき 20 円
	当該電磁的記録を A 3 大を超える用紙にカラーで出力したものの交付	A 3 大までごとに 20 円
	当該電磁的記録を A 3 大以下の用紙に単色で出力したものの交付	1 枚につき 10 円
	当該電磁的記録を A 3 大を超える用紙に単色で出力したものの交付	A 3 大までごとに 10 円
	当該電磁的記録を光ディスク（直径 120 ミリメートルで、記憶容量 700 メガバイトのものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 100 円
	当該電磁的記録を光ディスク（直径 120 ミリメートルで、記憶容量 4.7 ギガバイトのものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 130 円

別表 2（第 45 条関係）

文書又は図画の写しの交付による開示

区 分	単 位	手 数 料 の 額
カラー複写による写しの交付	用紙 1 枚につき	20 円（用紙の両面を用いるときは、40 円）
その他の写しの交付	用紙 1 枚につき	10 円（用紙の両面を用いるときは、20 円）

備考 用紙の規格は、日本産業規格の A 列 3 番、A 列 4 番、B 列 4 番及び B 列 5 番とする。